

環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（抄）

制 定 令和 4 年 4 月 1 日 3 農産第 3817 号
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農産第 3969 号
農林水産事務次官依命通知

（実施体制）

- 第 6 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 3 市町村は、交付金による取組が円滑に実施されるよう、農業生産活動の実施を推進する農業者団体等から申請された事業計画（別紙の第 2 の 1 の（1）に定める事業計画をいう。）を認定するとともに、当該農業者団体等に対し、交付金の交付及び農業生産活動の実施状況の確認等を行う。

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（抄）

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農産第 4067 号
農 林 水 産 省 生 産 局 長

第 15 第三者機関

要綱第 6 の 1 及び 2 の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第 16 事業の評価

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長等を経由して農産局長に報告することとする。
- 3 農産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。